

# 堺市障害者自立支援協議会 就労ワーキングチーム 平成28年度まとめ

## 1. テーマ設定の背景

これまで障害者自立支援協議会では、就労支援をテーマに議論したことがなかった。

平成18年に障害者自立支援法が施行し、就労移行支援事業（以下、「就労移行」）、就労継続支援A（雇用）型事業（以下、「就A」）及びB（非雇用）型事業が創設された。堺市では、平成16年に障害者就業・生活支援センター（以下、「就ポツ」）を設置、平成19年に発達障害者支援センターを設置、平成24年に基幹相談支援センター（以下、「基幹C」）が設置された。

就労支援や生活支援に関する社会資源が増加していく中、8～9年くらい前から障害がある方の就職が増えてきた。近年では、就労移行を利用する方のニーズの変化や就Aの急増で、障害がある方の「働く環境」が、さらに変化してきたように思う。就労支援にかかる関係機関の現状を把握し、「今後、求められるものとは何か」について、議論することとなった。

## 2. 就労ワーキングチーム構成員

増田（基）副会長、林委員、松林委員、増田（茂）委員、高田委員、堺市就労移行支援事業連絡会く大口氏（パル・茅渟の里(就労移行)）、郷田氏（アンダンテ就労ステーション(就労移行)）、出麴氏（障害者支援課）、事務局（桐山・杉本）、事務局補助（上田・小出）  
以上をコアメンバーとし、必要に応じてゲストスピーカーをお招きした。

## 3. 今年度の開催

- |     |           |  |
|-----|-----------|--|
| 第1回 | 8月26日（金）  | ： 「就労移行支援事業所、府立泉北高等支援学校、障害者基幹相談支援センター、堺市生活・仕事応援センター「すてっぴ・堺」の取組み」 |
| 第2回 | 9月30日（金）  | ： 「精神障害及び発達障害の分野での取組み」   |
| 第3回 | 11月16日（水） | ： 「就労継続支援A型事業所の取組み」  |
| 第4回 | 12月16日（水） | ： 「堺公共職業安定所（ハローワーク堺）、大阪障害者職業センター南大阪支所の取組み」                       |

## 4. 会議の要旨

第1回 ゲスト参加：辻氏（クロスジョブ堺(就労移行)）、仁木氏（プレイズ(就労移行)）守屋氏（堺市生活・仕事応援センター「すてっぴ・堺」）

就労支援に関わる関係機関の取組みや現状を伺い、意見交換を行なった。

### 【現状】

- ・堺市で、福祉施設から一般就労された方…平成26年度110名。平成27年度106名（就労移行から70名。就Aから14名。就Bから22名）
- ・事業所数は、就労移行21か所、就A21か所、就B104か所。（平成29年1月現在）
- ・平成26年度の就Aは、9か所だったので急増している。
- ・他市は、精神障害がある方の一般就労が多いが、堺市では知的障害がある方の一般就労が多い。
- ・就労移行として、これまで知的障害がある方を主に支援してきたが、精神障害や発達障害のある方が増えてきており、利用者の層が広がってきている。

- ・暮らしの場の確保を含め、生活全般に課題を抱えている方も多く、改善されなければ働き始めることや働き続けることが難しい。

### 【意見】

- ・利用者の目線で考えると、「相談窓口は、あっちですよ。」ではなく、最初に相談を受けたところがしっかり聞き取り、次へ情報提供して繋げるべきだろう。その手順がないと利用者が困ることになるので、皆で共通認識したい。
- ・利用者に対して、「この事業所を利用して、次はどこに繋がっていくのか」というイメージを持って利用してもらうためにも、事業所の目的や方針をしっかりと伝えていくことが大切。
- ・本人や家族が、障害の受容されていない場合、支援を受け入れて貰えなかったり、支援にたどり着かなかったりする方がいる。潜在的に多いと思う。
- ・事業所は日々対応しているが、単独で就労支援が出来るものではない。一つの事業所だけで抱え込まず、他機関と繋がりながら支援が必要だろう。
- ・就労されている方の能力が低下してきたとき、本人を支えてきた家族の支援力が低下したとき、など、色々な機関が連携して支援していくことが大切。

**第2回** ゲスト参加：森氏（アンダンテ就労ステーション(就労移行・就A・就B)）、阪口委員（発達障害者支援センター）

精神及び発達障害がある方への支援や現状を伺い、意見交換を行なった。

### 【精神障害】

- ・「タイミング」が大切。本人をアセスメントして、適切なタイミングで繋いでいくこと。そのタイミングをつかめる機会は、地域生活支援センターやデイケアなどの「日常を過ごせる場」にある。
- ・「精神障害者の就労支援は難しい」というイメージを持たれていることが多いが、「難しい」をまずは取っ払って貰いたい。とにかく、本人と一緒にいること。そして、並走することが大切。
- ・「日常を過ごせる場」にいる人達と相談支援機関がどう繋がっていけるか。
- ・本人の「働きたい」という声を大事に温めて育てていくこと。また、支援者が「本人の働いているイメージ」を持ちながら見通しを立て、本人の理解の上、進めていくが大切。
- ・医療機関は、全てを把握しているわけではないが、一番長く繋がっていて経過を知っていることが多い。

### 【発達障害】

- ・子ども頃から支援を受けている方の相談ケースよりも、就職活動の面接などで対人コミュニケーションに問題があるのが分かり、相談にくるケースの方が多い。
- ・相談に来られる方の年齢は、20～40代と様々で「若いから就労に結び付きやすい」というのではない。
- ・自分の発達障害を理解し、色々な課題や生活のしづらさを把握し、「自分の出来ること、出来ないこと」が分かってきたら、就ボツや就労移行など次に繋がられる。人によって半年～1年半くらいかかる。もしくは途中で途切れてしまう。途切れてしまわないように繋ぐことが大切。
- ・幼稚園、保育園、学校など関わっている人が多く、子どもの頃から、親が「支援を受け入れること」に慣れている場合は、支援がしやすい。
- ・個別支援からグループ支援に移行し、グループ内で自分の長所短所を理解しながら、就労に繋ぐケースも多い。

- ・並走して支援することが大切。並走していると他機関とも連携ができる。

**第3回** ゲスト参加：東氏（アンダンテ就労ステーション(就A)）、森下氏（シンスリー北野田(就A)）、  
久田氏・田中氏（ドルフィンハート・ドルフィンアイ(就A)）

一般就労の実績がある就Aの取り組みや現状を伺い、意見交換を行なった。

**【現状】**

- ・就Aは、福祉サービスと雇用施策の側面があり、両方が揃わないと事業は難しい。
- ・利用者に最低賃金を支払えるだけの採算性及び収益性を確保し続けることが必要。
- ・一律に最低賃金を支払うため利用者内に不公平感が生まれることもあり、「能力に合った仕事で、それに見合った賃金なのか」を、利用者に理解してもらうところに課題もある。
- ・生活面で課題を持っている方も多く、就Aとしては、支援機関との連携が必要だと感じている。
- ・一般就労された方への支援については、就職活動をしやすいような配慮はされているが、就職先は各自で探しているのが現状。

**【意見】**

- ・障害福祉の知識及び障害者の理解など、職員の人材育成は、1事業所だけだと限界がある。
- ・100%の満足度では、就職活動の気力が損なわれてしまうので「80%の満足度と20%の向上心を残しておく」という方針の事業所もある。
- ・基幹Cとの連携は、まだまだこれからという状況にある。
- ・就Aの利用者像が明確でなく、分かりづらい印象がある。

**第4回** ゲスト参加：加藤氏・松井氏（堺公共職業安定所(ハローワーク堺)）、小林氏（大阪障害者  
職業センター南大阪支所）

ハローワークや職業センターでの取り組みや現状を伺い、意見交換を行なった。

**【現状】**

- ・就労移行などに繋ぐ際に、事業所の方針や活動、どのような利用者が多いなどの情報が不足している。
- ・企業などから「支援機関が付いていること」を求められることが多くなってきた。
- ・比較的簡易に就Aと雇用契約ができるので、一般就労への求人に人が集まらない現状がある。

**【意見】**

- ・就Aの位置付けが「一般就労に向けて通過型」、「就Aで継続雇用型」または「両型」であるのか、事業所によって様々なので、事業所の方針を踏まえて、繋げていくことが大事。
- ・「本人に関する情報」が無いと支援機関も、支援は難しい。
- ・本人、会社、支援機関のお互いの役割を明確にし、連携を取っていくことが大事。
- ・関係機関の担当者が代わっていくなかで、どのように組織的に切れ目なく繋がっていきけるか。

## 5. まとめと今後について

### 【潜在的なニーズと対象者の広がり】

- ・「就労支援」を必要とする潜在的なニーズ及び対象者の広がりについては、今回のワーキングチームで交流したほとんどの分野・専門機関の方からも共通する課題として挙げられていた。

### 【支援に至るまでの関係づくり】

- ・一方で、そうした潜在的なニーズがある人たちの多くに、支援に関する情報が伝わっていないこと、支援に至るまでの関係づくりでの難しさがあり、支援が途切れてしまうことがある。
- ・就労支援以外に様々な課題があることが分かった。（生活面の問題、暮らしの場の問題、社会的なトラブル、複合的な課題を抱える世帯への支援、障害受容や自己覚知（本人や家族による障害理解）といった課題など）。

### 【「就職するまで」だけでなく、「働き続ける」ための支援】

- ・就労移行支援事業所、就ポツ、ハローワーク及び障害者職業センターなどの就労支援機関で、就労定着支援がなされているが、今後も就職者の増加が予測され、「働き続ける」には、就業と生活の両面の支援が不可欠であり、支援ニーズは多様化し増加していこう。
- ・今後、「働き続ける」ための支援を強化していくには、就労支援機関だけでなく、生活を支援する関係機関との連携がより重要となってくる。

### 【就Aの動向について】

- ・就Aが短期間に急増し、利用者が増えている。就労移行の利用者だけでなく、障害者雇用の一般就労の求人（短時間勤務）へも希望者が集まりにくい実態があるとの報告があった。
- ・現状では、事業の役割や機能、対象者像が不明確な面がある。また、障害福祉サービス事業所、基幹Cなどの相談支援機関や就労支援の専門機関も、就Aとの情報共有や関係構築などの連携がまだまだ進んでいない。
- ・今後、就Aの事業制度の見直しが予測されている。障害がある方の社会資源として、より良い事業の発展を期待する上で、相談支援機関も含めた支援者間で、顔の見えるネットワークづくり、情報共有や支援の質の向上のための交流の機会が必要ではないかと考える。

### 【利用者目線の支援】

- ・交流会のような取り組みを通して、利用者目線で社会資源や就労支援の制度について分かりやすい情報発信、支援者や専門機関同士の連携が促進することを期待している。
- ・利用者や支援者が、就Aを選びやすいように、客観的なデータによって「判断基準の見える化の仕組みづくりができないだろうか」という意見も出された。
- ・「障害がある方が社会で「働くこと」の意味」や「より良い就労支援とは？」などについて、当事者の意見を聞きながら、就労支援に関わる支援者で議論を深めて、「分かりやすく示すことが必要ではないか」という意見も出された。

### 【次年度について】

- ・上記の点や国の就労支援に関する制度の見直しを踏まえながら、引き続き議論し、提案していきたい。

## 6. 用語説明

<p><b>就労移行支援</b></p>	<p>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指すサービスです。一般就労等を希望する65歳未満の障害者が対象となります。</p>
<p><b>就労継続支援 (A型・B型)</b></p>	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>A型については、雇用契約に基づいて就労することが可能な65歳未満の方が対象となります。</p> <p>B型については、就労経験のある方や、就労移行支援事業等を利用したが一般就労が難しいと判断された方などが対象となります。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援A型や一般就労への移行を目指します。</p>
<p><b>障害者就業・生活支援センター</b></p>	<p>障害者雇用促進法に基づき、就職を希望する障害者、あるいは在職中の障害者が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面および生活面の一体的な支援を行う。都道府県知事が指定し、全国318か所に設置(平成25年8月時点)。堺市では、平成16年4月より障害者就業・生活支援事業を実施し、同年12月に堺市障害者就業・生活支援センターを開設。</p>
<p><b>生活リハビリテーションセンター</b></p>	<p>障害者に対する各種機能訓練・生活訓練、高次脳機能障害に関する相談支援、情報提供、普及啓発などを行っています。</p> <p>脳や脊髄の病気やケガを原因とする身体障害のある方への機能訓練。</p> <p>高次脳機能障害のある方への認知リハビリテーション、社会技能訓練。</p> <p>中途脳損傷によって起こる高次脳機能障害に関する専門相談支援。</p>
<p><b>堺市生活・仕事応援センター 「すてっぴ・堺」</b></p>	<p>市では、生活困窮者自立相談支援事業として、生活困窮状態にある方の自立を支えるための相談窓口として開設。</p> <p>生活困窮状態にある方に対し、できるだけ早期に困窮状態からの脱却を図るため、ご本人の状態にあった支援計画の作成を行い、関係機関と連携しながら生活相談や就労支援等を行うものです。</p>
<p><b>障害者職業センター</b></p>	<p>障害者雇用促進法に基づき、専門的な職業リハビリテーションを実施し、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言・援助等を行う機関として位置づけられ、職業リハビリテーションの専門家として障害者職業カウンセラーが配置されている。</p> <p>障害者職業総合センター、広域障害者職業センター、地域障害者職業センターの3つがあり、全国47都道府県に設置。大阪府内には、大阪障害者職業センター(大阪市中央区)と南大阪支所(堺市北区)がある。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置運営。</p>